

小型警ら車の運用について（例規）

〔 最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

この度、小型警ら車の効果的な運用を図るため、みだしのことについて下記のように定めたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 配置

- (1) 小型警ら車は、原則として、警察署（以下「署」という。）から遠隔の地に所在し、かつ、広域な所管区を担当する駐在所又は人口急増地域を所管する交番に配置する。
- (2) 小型警ら車を配置する駐在所及び交番（以下「駐在所等」という。）は、その都度警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する。

2 運用

小型警ら車は、次に掲げるところにより運用するものとする。

(1) 運用の拠点

原則として、小型警ら車の配置されている駐在所等を拠点として運用すること。

(2) 運用の方法

小型警ら車は、次に掲げる地域警察活動に活用すること。

ア 所管区活動

イ 隣接する駐在所等との共同警ら

ウ ブロック内における他の駐在所等との連けい活動

(3) 運用上の留意事項

ア 警ら及び巡回連絡に当つては、必要により、携帯無線機又は無線受令機を携行するとともに、諸願届の受理及び初動活動に必要な用紙、資器材等を小型警ら車に積載しておくこと。

イ 安全運転および警察車両の管理に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第12号）に基づき、安全運転を励行し、事故防止に努めること。

(4) 緊急自動車としての使用制限

小型警ら車は、道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を受けているが、原則として緊急自動車としての運行は行わないこと。